

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年3月29日

【事業年度】 第55期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】 株式会社サイバーリンクス

【英訳名】 CYBERLINKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 恒夫

【本店の所在の場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 総合管理部長 鳥居 孝行

【最寄りの連絡場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 総合管理部長 鳥居 孝行

【縦覧に供する場所】 株式会社サイバーリンクス東日本支社
(東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階)
株式会社サイバーリンクス西日本支店
(大阪市淀川区宮原四丁目3番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	8,849,757	9,296,034	9,310,484	9,615,314	9,685,326
経常利益 (千円)	590,692	726,961	588,201	609,610	513,801
当期純利益 (千円)	386,622	428,694	333,785	251,549	320,356
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	748,181	787,906	787,906	787,906	787,906
発行済株式総数 (株)	4,792,215	4,842,755	4,842,755	4,842,755	4,842,755
純資産額 (千円)	2,692,919	3,150,208	3,434,765	3,636,814	3,891,280
総資産額 (千円)	5,245,749	5,164,941	5,419,761	5,786,943	6,195,639
1株当たり純資産額 (円)	562.22	648.50	704.26	743.35	793.50
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	13.00 (-)	13.20 (-)	13.20 (-)	16.00 (-)	16.00 (-)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	84.59	89.18	68.95	51.96	66.15
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	89.08	68.71	51.65	65.60
自己資本比率 (%)	51.3	60.8	62.9	62.2	62.0
自己資本利益率 (%)	18.1	14.7	10.2	7.2	8.6
株価収益率 (倍)	17.0	15.1	14.8	25.8	14.4
配当性向 (%)	15.4	14.8	19.1	30.8	24.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	321,480	903,478	763,719	616,024	783,204
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	776,776	419,197	714,332	804,068	635,148
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	428,476	461,235	139,153	86,049	128,797
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	375,470	481,836	475,838	391,161	410,085
従業員数 〔ほか、臨時 雇用者数〕 (名)	389 〔 38〕	422 〔 39〕	455 〔 39〕	475 〔 34〕	476 〔 40〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第51期から第54期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社が、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。なお、関連会社（株式会社HINTO）の株式について、2017年12月20日付で当社が保有する全株式を売却したため、第54期末現在において関連会社はありません。第55期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。
6. 2014年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

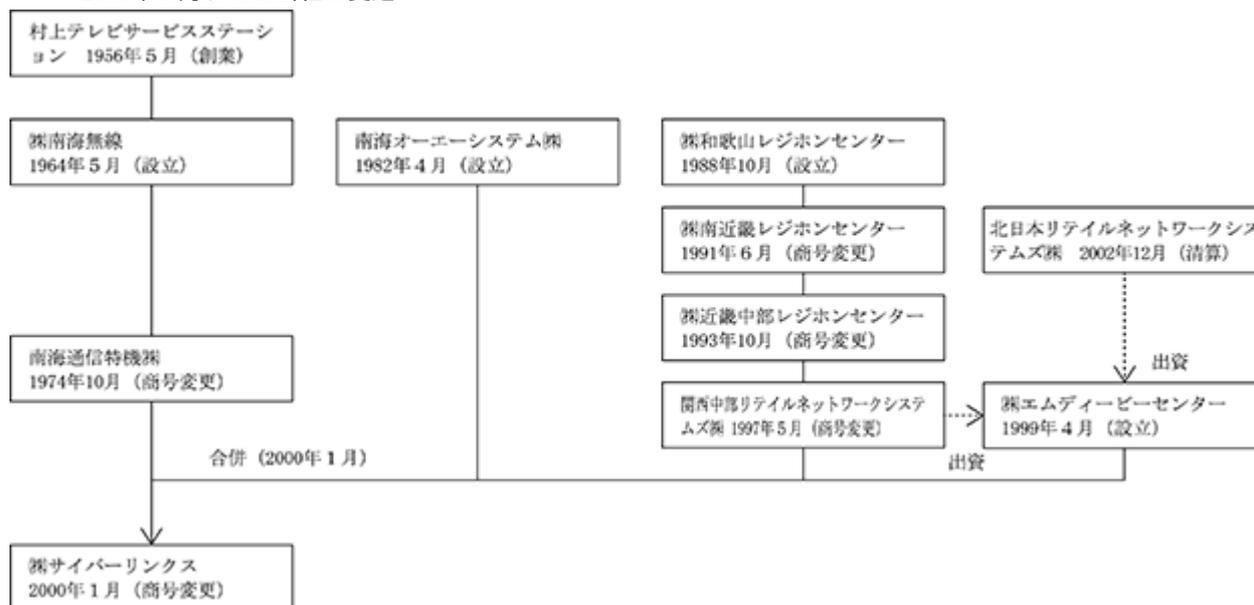
2 【沿革】

1956年5月、テレビの組立・修理を目的として、村上正義（現代表取締役社長 村上恒夫の父）が和歌山県和歌山市において「村上テレビサービスステーション」を創業いたしました。

その後、松下通信工業株式会社の代理店としてタクシー無線やサービス無線、自動車機器の取扱いを開始し、1964年5月に株式会社南海無線として法人化し、1974年10月に南海通信特機株式会社に商号変更いたしました。

2000年1月、IT技術革新と通信インフラの整備が急速に進む中、高品質なサービス提供を実現することを目的に、南海通信特機株式会社を存続会社として、南海オーエーシステム株式会社、関西中部リテイルネットワークシステムズ株式会社及び株式会社エムディービーセンターの3社を吸収合併するとともに、株式会社サイバーリンクスに商号変更し、現在に至っております。

< 2000年1月までの当社の変遷 >



(注) 2000年1月合併の各被合併会社の事業内容は以下のとおりです。

- 南海オーエーシステム株式会社：システム開発、富士通製品のハードメンテナンス事業
- 関西中部リテイルネットワークシステムズ株式会社：流通小売業のネットワーク型POS情報処理事業
- 株式会社エムディービーセンター：画像データベース制作事業

当社の設立から現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1956年5月	テレビの組立・修理業として和歌山市に村上テレビサービスステーションを創業。
1964年5月	和歌山市橋丁に資本金2百万円をもって株南海無線を設立。 松下通信工業株の代理店として官公庁通信制御システムの販売・保守管理を開始。
1974年10月	南海通信特機株に商号変更。
1993年11月	松下電器産業株の傘下代理店として、エヌ・ティ・ティ関西移動通信網株(現株NTTドコモ)の携帯電話販売代理店業務を開始。 和歌山市にドコモショップ南海市駅前店を開設。
1995年3月	和歌山市にドコモショップJR和歌山駅前店、和歌山県田辺市にドコモショップ田辺店を開設。
1996年1月	和歌山県岩出市にドコモショップ岩出店を開設。
1999年5月	本社を和歌山市紀三井寺に移転。

年 月	概 要
1999年11月	和歌山県伊都郡かつらぎ町にプチトークかつらぎ店（現ドコモショップかつらぎ店）を開設。
2000年 1 月	南海通信特機㈱を存続会社として南海オーエーシステム㈱、関西中部リテイルネットワークシステムズ㈱及び㈱エムディービーセンターを吸収合併し、㈱サイバーリンクスに商号変更。東京支社（現東日本支社）及び大阪支社（現西日本支店）を設置。
2000年10月	インターネット技術強化を図るため、株式交換により㈱テレコムわかやまを子会社化。
2001年 9 月	i D C（インターネットデータセンター）を開設。
2001年10月	官公庁向け基幹業務システムの提供を開始。
2001年12月	西日本リテイルネットワークシステムズ㈱の流通業向けデータ処理サービスを事業譲受。
2002年 7 月	北日本リテイルネットワークシステムズ㈱の流通業向けデータ処理サービスを事業譲受。 東日本リテイルネットワークシステムズ㈱の流通業向けデータ処理サービスを事業譲受。
2002年 8 月	営業力強化を図るため、株式取得により㈱和歌山海南地方産業情報センターを子会社化。
2003年 3 月	和歌山県橋本市にドコモショップ橋本店を開設。
2005年 2 月	流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスを開始。
2005年12月	行政情報システム提供サービスの推進を図るため、株式交換により㈱バーチャル和歌山を子会社化。
2006年 4 月	和歌山県橋本市にドコモショップサテライト橋本彩の台店（現ドコモショップ橋本彩の台店）を開設。
2007年 1 月	卸売業向けクラウドE D Iサービスを開始。
2010年 7 月	子会社の㈱テレコムわかやま及び㈱バーチャル和歌山を吸収合併。 行政情報システム提供サービスの営業・運用サポート拠点として田辺支店を開設。
2012年 5 月	名古屋市熱田区に子会社㈱ネット東海（旧商号㈱サイバーリンクス東海）を設立。
2012年 7 月	子会社の㈱和歌山海南地方産業情報センターを吸収合併。 行政情報システム提供サービスの営業・運用サポート拠点として海南支店を開設。
2013年 3 月	卸売業向けサービスの拡大を図るため、第三者割当増資の引受けにより㈱インターマインドを子会社化。
2014年 3 月	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場。
2014年12月	食品卸売業及び流通食品小売業向けサービス充実のため、㈱アイコンCEPT及びエニタイムウェア㈱を吸収合併。
2015年 3 月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2015年 9 月	流通業向けクラウドサービス拡充のため、㈱ニュートラルを吸収合併
2015年10月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2016年 6 月	㈱カラカルマインドの全事業を譲受。
2016年12月	流通業向けクラウドサービス拡充のため、クラウドランド㈱及び㈱インターマインドを吸収合併。
2017年12月	子会社の㈱ネット東海を吸収合併。

3 【事業の内容】

当社は、「気高く、強く、一筋に」の経営理念のもと、共同利用型によるクラウドサービス「シェアクラウド」を提供することで、顧客企業のITコストの削減や経営の効率化を支援するとともに、業界プラットフォームとして、顧客企業だけでなく業界全体の発展に貢献するべく事業を推進しております。

具体的には、食品流通業及び官公庁等の顧客向けに基幹業務システム等のクラウドサービスを提供する「ITクラウド事業」と、移動体通信機器の店舗販売を中心とする「モバイルネットワーク事業」を主要な事業内容としております。

当社における各事業の位置付け等は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(1) ITクラウド事業

当事業は、主に流通業向けクラウドサービス分野と官公庁向けクラウドサービス分野となっており、システムの開発・導入・保守・運用サポートに至る幅広いサービスを提供しております。

流通業向けクラウドサービス分野は、1988年にネットワーク型POS情報処理サービス(注1)を開始して以来、流通業に特化したシステム開発に取り組んでまいりました。当分野における業務ノウハウをもとに食品小売業向けに基幹業務クラウドサービスや卸売業向けEDI(注2)クラウドサービスを開発し、常に顧客ニーズを収集、システムの機能改善や機能追加を行うことで、拡張性の高いサービスを構築しております。また、自社データセンター2拠点とバックアップセンター2拠点を設け、当社独自の技術により国内4拠点のデータセンターで分散稼働する環境を構築し、安全かつ安心なクラウドサービスの提供に努めております。

クラウドサービスにおける収入構造は、導入時の機器販売や導入支援費等の初期収入のほか、情報処理や運用支援、保守などの継続的に得られる事業収入を柱としており、安定した収益基盤を構築しております。

官公庁向けクラウドサービス分野は、1964年以降、和歌山県内の自治体向けに防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工・保守、行政情報システムの導入・運用サポートを行っております。また小中学校や医療機関向けなど様々なクラウドサービスを提供しております。

(注) 上記に用いられる用語の意味は以下のとおりであります。

1. ネットワーク型POS情報処理サービス：

店舗で商品を販売するごとに商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるPOSシステム(Point Of Sales system)をネットワークを通じて提供するサービス。

2. EDI：

Electronic Data Interchange の略。受発注や見積もり、決済、出入荷など商取引に関する情報を標準的な書式に統一して、専用線やネットワークを通じて企業間で送受信する仕組み。

流通業向けクラウドサービス分野

流通業向けクラウドサービス分野では、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@rms基幹」を主力とした食品小売業向けサービス、大手食品卸売業を主要顧客としたEDI等の卸売業向けサービス、商品画像データベース等をクラウドで提供し、顧客企業への導入から保守、運用サポートまでを全て手がけております。基幹業務システム「@rms基幹」は、「みんなのCGCシステム」というサービス名でボランティアチェーン(注1)である株式会社シジシージャパン(注2)の推奨システムにも採用されております。

当社の主な流通業向けクラウドサービスは次のとおりであります。

主な顧客	主なサービス名称	サービスの内容・機能
食品小売業	@ r m s 基幹	スーパーマーケットを中心とした食品小売業に特化した発注・仕入買掛管理、在庫管理、売上管理などの基幹業務全般をサポートするクラウドサービスであります。
	@ r m s 生鮮	生鮮食品の相場情報・発注・納品・仕入の確定を仲卸業者とリアルタイムに共有することで業務の効率化を支援する生鮮食品E D Iクラウドサービスであります。
	@ r m s 自動発注	商品の販売動向や在庫情報をもとに発注数を自動計算し、品切れリスクや発注業務コストの削減を支援する在庫型自動発注クラウドサービスであります。
	@ r m s 勤怠	シフト勤務管理、人時売上高・人時生産性の予算実績管理を支援する勤怠管理クラウドサービスであります。
	@ r m s ネットスーパー	注文商品の集荷、梱包及び配送の管理のほか、商圈分析、商品政策、物流政策などを支援するネットスーパークラウドサービスであります。
	@ r m s M D G o !	売上、仕入等の日々のデータを分析・レポートिंगすることで、単品管理(注3)を支援するクラウドサービスであります。
	店 P O W E R	棚割(注4)作成・分析・帳票作成等を行うことで、マーチャンダイジングの最適化を支援するサービスであります。
	R E X M A R T / B A C R E X	発注・出荷・受領・返品・請求・支払などの商取引に関する情報を電子的に交換し、業務の効率化とコスト削減を支援するE D Iサービスであります。
卸売業	クラウドE D I - P l a t f o r m	小売業から送信される大量の発注・入荷・受領・返品・請求・支払情報を一括代行受信し、指定フォーマットに変換し、卸売業に提供するE D Iクラウドサービスであります。流通B M S (注5)をはじめ、小売業から送信される様々な通信手段に対応しております。
		棚 P O W E R
食品小売業 卸売業 メーカー	M d b (Multimedia Data Base)	食品、菓子、生活雑貨、酒等の商品画像及び商品情報(商品名、J A Nコード等)をデータベース化し、ネットスーパー用の画像や小売店における棚割用画像として提供する国内最大規模の食品系画像データベースであります。
専門店 (注6)	r e t a i l p r o	米国Retail Pro International, LLC社(注7)の国内代理店として、多言語に対応し、世界130を超える国と地域で利用されている専門店向け販売在庫管理システム「retailpro」の販売、導入、運用サポートを行っております。

(注) 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

1. ボランタリーチェーン：
同業種の小売店が各店の独立性を維持しながら、仕入や広告などの営業活動を共同で実施する組織体。
2. 株式会社シジシージャパン：
全国の中堅・中小スーパーマーケット200社以上が加盟するボランタリーチェーンの本部。
3. 単品管理：
小売業において、商品の最小管理単位(単品)で売上、在庫データ等を把握・分析し、マーチャンダイジングに活用する管理手法。
4. 棚割：
小売店舗の陳列棚における商品の配置場所や数量を計画すること。
5. 流通B M S：
流通ビジネスメッセージ標準(Business Message Standards)の略。流通事業者(メーカー、卸、小売)が統一的に利用できるE D Iの標準仕様。

6. 専門店：
主にアパレル、化粧品、生活雑貨等の商品を専門に取り扱う販売店。
7. 米国Retail Pro International, LLC社：
「retailpro」の開発元企業。

官公庁向けクラウドサービス分野

官公庁向けクラウドサービス分野では、主に和歌山県内の自治体向けに防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工・保守、行政情報システム等の導入、保守・運用サービスを提供しております。また、小中学校向け校務支援クラウドサービスや医療機関間の医療情報連携クラウドサービスを提供しております。その他、情報通信機器等の修理、保守サービスなど様々なサービスを提供しております。

当社の主な自治体向けクラウドサービスは次のとおりであります。

主な顧客	主なサービス名称	サービスの内容・機能
自治体	通信システム提供サービス	自治体向けに防災行政無線システム、河川砂防情報システム、ダム諸量・警報観測システム、大気汚染監視設備システム等の通信システムの販売、施工、保守等のサービスを提供しております。
	行政情報システム提供サービス	自治体向けに行政の窓口業務を支える基幹業務システム、ネットワークやグループウェア等の行政職員が利用する情報系システムの導入、運用保守等のサービスを行っております。
小中学校	校務クラウドサービス「Clarinet」	小学校、中学校における児童生徒の学籍管理、通知表、指導要録などを作成・管理できる成績管理や保健室業務、健康診断等、保健情報の管理など校務の標準化・簡便化を支援する校務支援クラウドサービスであります。
医療機関	医療情報連携プラットフォーム	医療機関間の医療情報を連携し、災害時に保全した患者の投薬歴等の医療情報データを利用し災害時医療に役立てることができるクラウドサービスであります。当社は、医療情報連携の参加病院から本システムの運用を受託しております。
民間企業等	カスタマサポートサービス	富士通(株)グループのパートナーとして、サーバーや金融端末機等の現地設置調整、障害修理や予防保守等のサービスを提供しております。現在は和歌山県下4拠点において、24時間対応のサービス体制を構築しております。

(2) モバイルネットワーク事業

当事業では、株式会社NTTドコモの一次代理店であるコネクシオ株式会社と締結している「代理店契約」に基づき、二次代理店として和歌山県下にドコモショップ7店舗を運営しております。

当社は、店舗販売において、窓口対応スタッフ、フロア担当スタッフの笑顔や気遣い、心配りはもとより、「お客様に安心と信頼を提供すること」を基本方針に掲げ、セキュリティ研修や販売員研修等の徹底した教育を実施しております。

主な業務として、法人顧客又は一般顧客に対してスマートフォンや携帯電話、データカード等の販売、サービスの取次契約、料金プランのコンサルティング、故障受付、通信料金の収納等を行っております。

顧客からの販売代金のほか、ドコモショップの運営に対し、販売関連のインセンティブと支援費が株式会社NTTドコモからコネクシオ株式会社に支払われており、当社は一次代理店であるコネクシオ株式会社からこれらの対価を受け取っております。

各業務の概要は以下のとおりであります。

当社が運営する店舗一覧

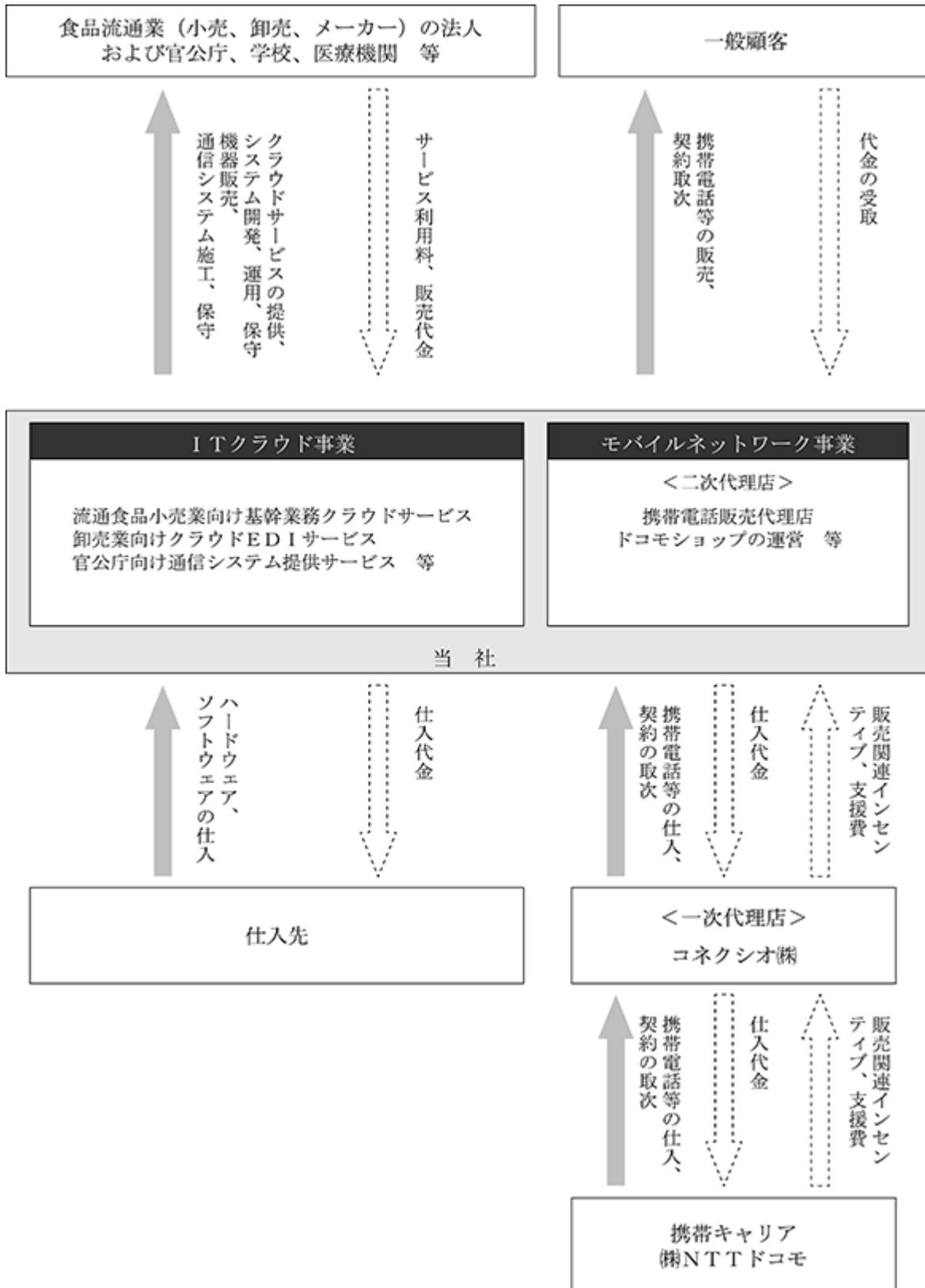
店舗名	所在地
ドコモショップ 南海市駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ JR和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩出店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田辺店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋本店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋本彩の台店	和歌山県橋本市
ドコモショップ かつらぎ店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

事業の概要

一般顧客向けに株式会社NTTドコモのスマートフォンや携帯電話、アクセサリ商品等の販売、料金プランのコンサルティング、契約取次、通信料金の収納、故障受付などのアフターサービスを提供しております。

また、株式会社NTTドコモの代理業務として法人向けにスマートフォンや携帯電話の販売、料金プランのコンサルティング、契約取次、故障受付、モバイルシステムの提案と販売を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
476 [40]	37.0	8.2	4,679

セグメントの名称	従業員数(名)
ITクラウド事業	344 [29]
モバイルネットワーク事業	106 [8]
全社(共通)	26 [3]
合計	476 [40]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「気高く、強く、一筋に」の経営理念のもと、最優良のサービスをお客様に提供し続け、社会に貢献することを事業目的としております。技術の進歩やトレンド変化の激しい情報サービス業界において、社会にとって、またお客様にとって何が必要なのかを見極め、総合的で高品質なサービスを提供することで社会に貢献してまいります。

当社は「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」をキーワードに、高機能かつ安価なサービスを提供することでITコストを削減し、顧客企業だけでなく、業界全体の活性化に貢献できるものと考えております。現在では、アプリケーションから仮想化技術を利用したITインフラまで、クラウド事業者として様々なサービスを提供しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、開発、設備、人材について積極的に先行投資を行うことのできる安定した財務体質を構築するため、情報処理料収入や保守料収入など継続的に得られる事業収入を柱とするストック型ビジネスモデルを経営の根幹として考えております。この継続的に得られる事業収入額は、「定常収入」として経営上の重要指標と位置付けております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

IT業界においては、クラウドビジネスが急速に成長してきており、顧客が必要とする様々な機能をクラウド上で連携し、安価で高品質なサービスを提供することが、当社の事業の優位性につながると考えております。当社の提供するクラウドサービス群を基盤としたサービスの拡充を図るとともに、各事業分野でのシェア拡大により収益基盤の強化を図ってまいります。

携帯電話販売業界においては、他の通信キャリアや異業種からの新規参入企業とのさらなる競争激化が予想される中、ホスピタリティの向上が、新規・既存顧客の確保による販売台数の増加、及び定期的なインセンティブ獲得につながるものと考えており、当社店舗スタッフのスキルアップに継続して注力してまいります。また、企業の業務用端末としてもモバイルの利用が拡大していくものと考えており、ITクラウド事業との連携を高め、新たなサービス開発等にも取り組んでまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図り、当社のさらなる成長を実現するため、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります

安心、安全なクラウドサービスの提供

ITが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社のクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、また、当社クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理を強化し、より安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

クラウドサービスの拡充

当社は、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが当社の使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

IT技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・AI(Artificial Intelligence)や、認証連携基盤等の先進的なIT技術への対応が重要であると認識しております。当社は、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのIT技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

人材の確保及び育成

当社の事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、採用力の強化や待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業等のリスクは下記のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項の記載は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 顧客の投資、購買意欲等による影響について

ITクラウド事業

当社ITクラウド事業においては、食品流通業及び官公庁を主要顧客としております。流通業向けクラウドサービス分野においては、一般消費者の購買活動減退や少子高齢化、人口減少等に起因する国内景気低迷等により、顧客の情報システムに対する投資意欲が減少した場合は、新規顧客開拓の低迷や既存顧客からの追加サービスの受注減少等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、官公庁向けクラウドサービス分野においては、国や自治体等の政策等により、公共事業にかかる予算削減、情報システム投資の見送り又は規模縮小、市町村合併等による自治体数の減少、自治体間におけるシステムの統合、入札制度の見直し等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

モバイルネットワーク事業

当社モバイルネットワーク事業においては、国内の景気低迷等による携帯電話の買い控え等に起因して携帯電話端末の販売台数が減少した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 市場環境の変化と技術革新の対応について

当社ITクラウド事業では、顧客や市場のニーズに対応した競争力のあるサービスの提供を目的として、継続的なバージョンアップ開発に加え、当社の成長を牽引する新サービスの開発に取り組んでおります。

中でも、新サービスや、大幅なバージョンアップの開発については、適切な時期に顧客や市場にサービスを提供できるよう、中期的な開発方針にもとづき実施しておりますが、予想以上の急速な技術革新や代替技術・競合商品の出現、依存する技術標準・基盤の変化等により新サービス開発等を適切な時期に行えず市場投入のタイミングを逸する可能性や、顧客ニーズ、市場動向の変化により十分な競争力を確保できない可能性もあり、新サービス等の投入による効果を十分に得ることができない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、新サービス等の開発中における急速な技術革新や市場の要求するサービスの変化に伴う仕様の大幅な変更、予期し得ない不具合等が発生した場合には、開発工数が大幅に増加し、採算が悪化する等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合他社による影響について

当社ITクラウド事業においては、大手・中小を問わず多くの企業と競合しております。また、モバイルネットワーク事業においては、法人向け営業を含め、ドコモ以外の通信キャリアの代理店のみならず、ドコモの他の代理店との競争も生じております。

そのため、競合他社との価格競争がさらに激化した場合や、競合他社の技術力やサービス力の向上により、当社のサービス力が相対的に低下した場合は、当社が提案している営業案件の失注や、販売数の減少等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定の仕入先・取引先への依存について

当社モバイルネットワーク事業は、コネクシオ株式会社との代理店契約に基づく株式会社NTTドコモの二次代理店としてのドコモショップの運営及び携帯電話端末等の法人向け販売等であり、当社のモバイルネットワーク事業における仕入及び販売のほぼ100%がドコモブランドに依存しております。

当社の主要な事業活動の前提となるコネクシオ株式会社との代理店契約は1年毎に自動更新されますが、契約上は同社及び当社の双方とも3ヶ月前の事前告知の上解除することが可能となっているほか、以下のような事由を即時解除事由として定めております。

- ・いずれかの当事者が、差押、会社の整理もしくは再生・更生手続の開始、営業停止又は解散等に該当する場合及び株式会社NTTドコモの信用・名誉を失墜させる行為もしくは同社との信頼関係を著しく損なう行為を行った場合
- ・当社がお客様に虚偽の請求、報告を行う等の欺瞞的行為を行った場合等

その他、当社に株主構成の変更があったときは、書面による事前通知をもって解除できる旨を定めております。

なお、当社は株式会社NTTドコモ及びコネクシオ株式会社とは良好な関係を維持しており、提出日現在において解除事由等は生じておりませんが、上記契約が解除・解約等により終了した場合や、当該契約の内容が大幅に変

更された場合は、当社モバイルネットワーク事業の存続に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

株式会社NTTドコモの二次代理店としてのドコモショップの運営は、一次代理店であるコネクシオ株式会社を通して行い、その対価としてコネクシオ株式会社から手数料等を収受しております。そのため、受取手数料等の金額、受取対象期間、受取対象となるサービス業務の内容、通話料金に対する割合等の取引条件は、株式会社NTTドコモやコネクシオ株式会社の事業方針等により変更される可能性があり、今後大幅な取引条件等の変更が生じた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、上記のとおりドコモブランドに依存しているため、株式会社NTTドコモがドコモショップ運営に関する方針、料金プラン、広告宣伝方針等の事業上の施策を変更した場合、並びにドコモブランドのイメージの悪化その他の原因により他の通信キャリアに比してドコモブランドの魅力が相対的に低下した場合、他の通信キャリアやMVNO事業者との競争激化・SIMロック解除等による通信キャリア間のシェアの変化等、株式会社NTTドコモの戦略・事業計画の変更やドコモブランドの動向等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 業績の変動について

当社ITクラウド事業においては、大型の通信システムの施工やシステム導入・開発等の案件について、工事の完了やシステムの稼働、検収の時期が変動した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、工事の進捗や検収時期の集中によって収益が偏重することがあります。このため、特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難であります。

なお、2018年12月期の当社業績は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	第55期事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高	2,455,305	2,182,322	2,338,619	2,709,079	9,685,326
営業利益	61,495	149,165	163,320	130,452	504,433
経常利益	62,637	154,824	166,230	130,109	513,801

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(6) 人材の確保と育成について

当社は、顧客に対して最適な商品やサービスを提供できる戦力となる人材を確保するため、優秀な人材の獲得、社員教育の徹底や必要な資格取得等、一定水準以上のスキルを有し、当社事業の発展に貢献する人材の育成を行っております。

しかしながら、人材の確保や育成が当社の計画どおりに進捗しない場合、あるいは優秀な人材が多数離職してしまう場合には、顧客へのサービス提供や新サービスの開発等が十分に行えず、その結果、営業案件失注や来店・販売台数の低下、サービス開発の遅延等の発生により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制等について

当社ITクラウド事業では、電気通信事業法、建設業法、放送法等の関連法規の規制を受けており、これらを遵守しておりますが、これらの法令違反が生じた場合や、法的規制が追加・変更された場合は、当社の事業に影響を与える可能性があります。

また、近年、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されており、今後新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 情報漏洩に関するリスクについて

当社は、業務に関連して多数の個人情報及び企業情報を保有しております。当社は、情報管理に関する全社的な取り組みとして、個人情報保護方針の公表、情報リスク管理規程をはじめとする諸規程を制定するとともに、社内教育による情報管理への意識向上等の施策を実施しております。また、個人情報につきましてはプライバシーマーク認証を取得しております。

ITクラウド事業

当社ITクラウド事業においては、情報資産の漏洩や改ざん、不正利用等を防ぐため、財団法人日本品質保証機構（JQA）よりISO27001情報セキュリティ適合性評価制度の認証を取得し、社内の情報資産に関しリスク分析を行い、リスクがある事項に関しては改善策を講じ、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、情報機器の誤動作や操作ミス等により個人情報や企業情報が漏洩した場合、損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜、主要パートナー企業との契約解除等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

モバイルネットワーク事業

当社モバイルネットワーク事業においては、株式会社NTTドコモが定める情報資産の管理方法に準拠した教育と業務監査を受け、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、操作ミスやモバイル端末の紛失等による個人情報が漏洩した場合、違約金の支払いや損害賠償責任の負担、株式会社NTTドコモ及びコネクシオ株式会社との契約解除等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) システム障害について

当社は、顧客へのサービス提供においては、コンピュータシステム及びそのネットワークに多くを依存しており、安全性確保に万全の体制をとるよう努めるとともに、IT事業賠償保険への加入を行い、万一のための対策も講じております。しかしながら、地震、火災等の自然災害、コンピューターウィルスの感染、サイバーテロ等に起因するシステムトラブル、また、公衆回線等ネットワークインフラの障害により当社のシステム等が正常に稼働しない状態の発生や顧客データの喪失等が生じた場合には、当社に直接損害が生じる他、当社が提供するサービスの品質低下や損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜、顧客企業との契約解除等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) システム導入・開発作業の遅延や不具合について

当社ITクラウド事業においては、クラウドサービス導入時に、マスタ設定等の導入作業に加えて、機能追加や動作安定化のための改善、さらにはインターフェース等のシステム開発を行う場合があります。当該導入作業や開発においては、作業工程等に基づき発生コストを予測し見積を行い、プロジェクトごとに進捗管理を行っておりますが、その性質上すべてのコストを正確に見積もることは困難であり、見積の誤りや作業の遅れ、仕様変更等の要因により、当初見積を上回る作業工数が必要となる場合があります。想定以上の費用負担、開発の遅延等による採算性の悪化が生じる可能性があります。また、当社が顧客との間で定めた期日までに導入、開発作業を完了、納品できなかった場合、あるいはシステムの不具合等により品質に問題が発生した場合には、補修作業に伴う費用の増加、信用の低下、損害賠償等の要因により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社は、ソフトウェアの開発を自社で行っておりますが、当社で開発されたソフトウェアにかかる知的財産については、アプリケーションとして販売されるソフトウェアと異なり、クラウドからのサービス提供であることから模倣されるリスクは少なく、逆に特許申請による公開を避けるため、原則として特許権等の取得はしない方針であります。これまで、当社は第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたことはありませんが、ソフトウェアに関する技術革新の顕著な進展により、当社のソフトウェアが第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に想定、判断できない可能性があります。また、当社の業務分野において認識していない特許等が成立している場合、当該第三者より損害賠償及び使用差し止めの訴えや、当該訴えに対する法的手続諸費用の発生等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 自然災害等について

ITクラウド事業

当社の本社、事業所は、一部を除き和歌山市を中心とした和歌山県内に集中しており、東南海地方における大規模な地震、火災その他の自然災害や停電等が発生し、当社の本社や事業所が損壊した場合、当社の事業継続が困難になる可能性があります。

このため、ITクラウド事業においては、事業継続計画を策定するとともに、耐震・免震構造のデータセンターの建設や和歌山・東京・大阪の国内3地域でのバックアップセンターを設置する等、自然災害時における事業継続体制を構築しておりますが、自然災害等に起因して顧客データの喪失、インフラ麻痺等が生じ、顧客対応の遅延等当社のサービス体制に支障が生じた場合、損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜、顧客企業との契約解除等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

モバイルネットワーク事業

当社モバイルネットワーク事業における各店舗は、和歌山県内に集中しております。そのため、東南海地方における大規模な地震、火災その他の自然災害が発生し、各店舗が損壊した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直し、設備投資の増加、生産の緩やかな増加、企業収益・雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調が続いております。今後の経済動向につきましても、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社の主要顧客である流通食品小売業におきましては、消費者のライフスタイルの変化などを背景に、他業態との競争が激化しております。また、一方では、人手不足や最低賃金の引き上げによる人件費の高騰といった課題にも直面しております。このように厳しさを増す経営環境を打開するためには、生産性向上の取組が急務となっております。

官公庁におきましては、情報システムに係る経費削減、住民サービス向上、災害・事故発生時の業務継続を目的とした情報システムの集約と共同利用（自治体クラウド）が推進されております。また、複数の自治体において、業務におけるAI（人工知能）の利用にかかる実証実験が行われるなど、新技術活用に向けた機運がますます高まっております。

このような状況のもと、当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

携帯電話販売市場におきましては、低価格サービスを提供するMVNO事業者（注）の台頭に加え、通信キャリアへの新規参入により、今後、さらなる競争激化が予想されます。また、総務省による「消費者保護ルール実施状況」に関する調査の実施・公表等、携帯電話販売における業務の適正化が、より厳格に求められております。さらに、通信料金値下げの議論が活発化しており、通信キャリアの料金体系が抜本的に改定されるなど大きな環境変化が起こる可能性があります。

そのような中、当社は、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高9,685,326千円（前期比0.7%増）、営業利益504,433千円（前期比12.6%減）、経常利益513,801千円（前期比15.7%減）、当期純利益320,356千円（前期比27.4%増）となりました。

なお、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、当社は定常収入を経営上の重要指標と位置づけております。当事業年度における定常収入は、サービス提供の拡大により4,501,122千円(前期比5.9%増)となり順調に推移しました。引き続き、当該指標の向上に取り組んでまいります。

当事業年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

< ITクラウド事業 >

流通業向けクラウドサービス分野におきましては、当社の主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@rms基幹」を始めとするクラウドサービスの提供拡大により、定常収入が増加しました。これにより、海外における専門店向け販売管理システム導入に伴う機器売上などスポット案件に係る売上は減少したものの、同分野の売上高は前事業年度を上回りました。他方、前事業年度にリリースした@rms基幹次期バージョンに係るソフトウェア償却費の増加や、AI等にかかる研究開発投資の増加もあり、同分野の利益は前事業年度を下回りました。

官公庁向けクラウドサービス分野におきましても、定常収入は順調に増加しましたが、「自治体情報システム強靱性向上モデル」関連案件があった前事業年度に比べて機器売上等が減少したことにより、同分野の売上高は前事業年度を下回りました。他方、前事業年度に比べて相対的に利益率が向上したこと等により、同分野の利益は前事業年度を上回りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は5,764,532千円(前期比1.1%増)、セグメント利益(経常利益)は307,021千円(前期比12.1%減)となりました。

< モバイルネットワーク事業 >

モバイルネットワーク事業におきましては、販売業務の適正化が求められる中、顧客対応等におけるサービス品質で競合店との差別化を図った結果、スマートフォンの販売台数は前事業年度に比べて増加しましたが、フィーチャーフォンの販売台数の減少傾向が続き、携帯電話端末全体の販売台数は前事業年度を下回りました。また、携帯電話端末の販売単価の上昇に伴い、売上高は前事業年度をわずかに上回りましたが、ドコモ光(NTTドコモが提供するブロードバンドサービス)獲得等の重点目標達成によるキャリアからのインセンティブ収入が前事業年度を下回ったこと等により、利益は前事業年度を下回りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,920,794千円(前期比0.1%増)、セグメント利益(経常利益)は404,910千円(前期比13.3%減)となりました。

(注) 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

MVNO事業者：携帯電話やPHSなどの物理的な移動体回線網を自社では持たないで、実際に保有する他の事業者から借りて(再販を受けて)、自社ブランドで通信サービスを行う事業者のこと。

当事業年度における生産、仕入、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

(生産実績)

当社は生産活動を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(仕入実績)

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前期比(%)
ITクラウド事業	1,017,172	100.9
モバイルネットワーク事業	2,629,955	98.5
合計	3,647,127	99.2

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(受注実績)

当社は受注生産を行っていないため、受注実績の記載を省略しております。

(販売実績)

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
ITクラウド事業	5,764,532	101.1
モバイルネットワーク事業	3,920,794	100.1
合計	9,685,326	100.7

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
コネクシオ㈱	3,754,766	39.0	3,717,784	38.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

当事業年度末の総資産は6,195,639千円となり、前事業年度末に比べ408,695千円増加しました。

流動資産は、257,947千円の増加となりました。これは主に仕掛品が144,134千円、売掛金が74,549千円、その他に含まれる差入保証金が30,494千円増加したことと、商品が44,942千円減少したことによるものです。

固定資産は、150,748千円の増加となりました。これは主に@ r m s 基幹次期バージョン(第3次リリース分)の完成等によりソフトウェアが169,271千円、取得により土地が37,703千円、建設仮勘定が25,540千円、ソフトウェア仮勘定が25,000千円増加したことと、償却によりのれんが56,993千円、償却等により工具、器具及び備品が51,223千円減少したことによるものです。

当事業年度末のセグメントごとの資産は、次のとおりであります。

< ITクラウド事業 >

ITクラウド事業の資産は、仕掛品、売掛金及びソフトウェアが増加したこと等により、前事業年度末に比べ439,799千円増加し、3,324,232千円となりました。

<モバイルネットワーク事業>

モバイルネットワーク事業の資産は、売掛金及び商品が減少したこと等により、前事業年度末に比べ114,391千円減少し、591,880千円となりました。

負債は、154,229千円の増加となりました。これは主に前受金が149,154千円、未払金が140,593千円増加したことと、返済により長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が50,004千円、流動負債のその他に含まれる未払消費税が27,227千円、長期前受収益が26,767千円減少したことによるものです。

純資産は、254,466千円の増加となりました。これは主に当期純利益等により利益剰余金が242,874千円、新株予約権が11,678千円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ18,924千円増加し、410,085千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは783,204千円の資金の増加（前事業年度は、616,024千円の資金の増加）となりました。資金の増加の主な要因は、税引前当期純利益513,708千円、減価償却費475,502千円、前受金の増加額149,154千円、未払金の増加額94,001千円、のれん償却額56,993千円となっております。資金の減少の主な要因は、法人税等の支払額245,476千円、たな卸資産の増加額122,287千円、売上債権の増加額74,309千円となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは635,148千円の資金の減少（前事業年度は、804,068千円の資金の減少）となりました。資金の減少の主な要因は、無形固定資産の取得による支出477,198千円、有形固定資産の取得による支出153,773千円となっております。資金の増加の主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入19,200千円となっております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは128,797千円の資金の減少（前事業年度は、86,049千円の資金の増加）となりました。資金の減少の主な要因は、配当金の支払額77,305千円、長期借入金の返済による支出50,004千円となっております。

当社の運転資金需要の主なものは、原材料及び商品の仕入のほか、外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、設備資金需要の主なものは、データセンター設備の増強のためのサーバー機器等への投資、ソフトウェア開発に係る費用などであります。

当社は、運転資金については自己資金より充当し、不足が生じた場合は金融機関からの短期借入で調達を行っております。また、設備資金については、自己資金で不足する場合は長期借入金等により調達を行っております。

当社の当事業年度末における設備の新設、改修等に係る投資予定金額とその資金調達の方法については、「第3 設備の状況 3. 設備の新設、除去等の計画」に記載のとおりであります。なお、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおり、株式会社南大阪電子計算センターを当社の完全子会社とするため、2019年10月に同社の株式を現金対価の支払及び株式交換により取得する予定であります。当該株式の取得に必要な資金については、銀行借入により調達する予定であります。

当社は複数の取引金融機関との間で当座貸越契約を締結し、資金需要を鑑み必要に応じて資金の借入を行える体制を整えております。これにより、資金の流動性は十分に確保されているものと判断しております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は667,327千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 販売に関する契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
コネクシオ㈱	日本	ドコモショップの業務再委託	2015年10月1日	2015年10月1日から2016年3月31日まで以降、1年毎の自動更新	ドコモショップ業務の許諾

(2) 株式取得及び株式交換による企業統合

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、株式会社南大阪電子計算センターの株式の一部をその保有株主から譲り受けるとともに、当社を株式交換完全親会社、株式会社南大阪電子計算センターを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。なお、2019年3月27日開催の当社定時株主総会において本株式交換は承認されました。

詳細は、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

当社は、急激に変化するビジネス環境において、顧客ニーズへの対応、顧客の企業活動の価値向上及び競合他社に対する優位性確保を目的に、急速に拡大しつつあるクラウドサービスへの対応を中心に、ITクラウド事業において既存サービスの改善、新規サービスの開発、最新技術の調査・研究等の研究開発活動を行っております。なお、研究開発費としては、調査目的等で購入するハードウェア及びソフトウェア等が計上されております。

当事業年度における研究開発費は、新サービスの開発等により、総額は70,693千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、データセンター設備の増強などを目的とした継続的な設備投資に加えて、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得等を実施しております。

当事業年度の設備投資等の総額は676,222千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産（のれんを除く）への投資を含めて記載しております。

(1) ITクラウド事業

当事業年度の主な設備投資は、データセンター関連設備の増強、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得及び機能追加の開発等を中心とする総額600,990千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) モバイルネットワーク事業

当事業年度の主な設備投資は、ドコモショップ橋本彩の台店の改装に伴う什器等の取得を中心とする総額8,156千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当事業年度の主な設備投資は、ドコモショップ南海市駅前店に隣接する土地・建物の取得を中心とする総額67,075千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (和歌山県 和歌山市)		本社 データ センター	111,982	24,975	466,305 (3,278.09)	406,614	162,564	1,172,442	127 [8]
海南データ センター (和歌山県 海南市)	ITクラ ウド事業	データ センター	253,916	76,878	()	317,535		648,330	
東日本支社 (東京都 港区)	ITクラ ウド事業	事務所 設備 商品画像 製作設備	9,797	15,769	()	9,352		34,919	50 [6]
西日本支店 (大阪市 淀川区)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	5,785	1,934	()	9,857	15,836	33,414	35
海南支店 (和歌山県 海南市)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	69,101	75,022	74,501 (18,389.55)	5,152	25,540	249,319	72 [2]
田辺支店 (和歌山県 田辺市)	ITクラ ウド事業	事務所 設備	40,630	4,085	28,000 (850.20)	9,464	2,211	84,391	18 [1]
シンガポ ール支店	ITクラ ウド事業	事務所 設備	1,902	1,009	()	46		2,958	5
ドコモショ ップ南海市 駅前店 (和歌山県 和歌山市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	18,233	639	159,500 (800.85)			178,373	11 [3]
ドコモショ ップJR和 歌山駅前店 (和歌山県 和歌山市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	1,585	355	() [396.76]			1,941	12 [2]
ドコモショ ップ岩出店 (和歌山県 岩出市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	105,701	6,636	71,976 (1,079.00) [1,298.99]			184,314	28
ドコモショ ップ田辺店 (和歌山県 田辺市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	2,900	863	() [1,043.50]			3,764	11 [2]
ドコモショ ップ橋本店 (和歌山県 橋本市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	4,305	2,161	() [1,076.39]			6,466	15
ドコモ ショップか つらぎ店 (和歌山県 伊都郡か つらぎ町)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	3,218	2,277	() [784.84]			5,496	11 [1]
ドコモショ ップ橋本彩 の台店 (和歌山県 橋本市)	モバイル ネット ワーク事 業	店舗設備	10,654	4,490	() [661.16]			15,144	13

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、リース資産、建設仮勘定、商標権、ソフトウェア仮勘定の合計であります。
4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は88,223千円であります。
なお、賃借している土地の面積は [] で外書きしております。
5. 従業員数欄の〔外書〕は、契約社員等の期末雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (和歌山県 和歌山市)	ITクラウド事業	ソフトウェア	1,090,000	919,179	増資資金及び借入金	2014年1月	2019年10月	(注2)
本社 (和歌山県 和歌山市)	ITクラウド事業	サーバー	62,000		自己資金	2019年2月	2019年7月	(注2)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,842,755	4,842,755	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	4,842,755	4,842,755		

(注) 提出日現在発行数には、2019年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は、次のとおりであります。

() 当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割当ててを、2015年3月27日開催の定時株主総会において決議しております。

(第1回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2015年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	84(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2015年5月1日~2045年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,339(注)2 資本組入額 670
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(第2回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2016年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	127(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年4月29日~2046年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 991(注)2 資本組入額 496
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(第3回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2017年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	115(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年4月18日~2047年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 964(注)2 資本組入額 482
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(第4回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2018年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 5名
新株予約権の数(個)	112(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年4月17日～2048年4月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,049(注)2 資本組入額 525
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注2)に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(第5回株式報酬型新株予約権)

決議年月日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	116〔募集事項〕(3)に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,600〔募集事項〕(4)に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	〔募集事項〕(8)に記載しております。
新株予約権の行使の条件	〔募集事項〕(11)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	〔募集事項〕(10)に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	〔募集事項〕(13)に記載しております。

当社は、2019年3月27日の取締役会において、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項について、次のとおり決議しております。

〔募集事項〕

(1) 新株予約権の名称

株式会社サイバーリンクス 第5回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者及び人数

当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く) 4名

(3) 新株予約権の数

当社取締役に付与する新株予約権は116個とする。

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとする。

(6) 新株予約権の割当日

2019年4月15日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

2019年4月16日から2049年4月15日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(11)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第4号に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

第8号に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第8号に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第9号に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

第12号に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(16) 新株予約権行使の際の払込取扱場所

和歌山県和歌山市本町1丁目35番地

株式会社紀陽銀行 本店営業部

() 当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員に対して新株予約権を割り当てることを、2016年5月13日開催の当社取締役会において決議しております。

(株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権)

決議年月日	2016年5月13日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員及び従業員 345名
新株予約権の数(個)	2,676 [2,658] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 267,600 [265,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,098円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,106 (注) 2 資本組入額 553
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の1個当たりの株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、下記(a)及び(b)をいずれも満たした場合に、下記(a)に規定される、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち各区分に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)に係る個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2020年12月期の当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における経常利益が以下の金額以上となった場合、当該区分に応じた割合。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

・11億円以上の場合 : 行使可能割合100%

・9億円以上の場合 : 行使可能割合 50%

- (b) 2021年4月1日から2023年6月30日までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも1,500円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）以上となった場合。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役、執行役員または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。
- (4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、（注5）により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注2）に定めるところと同様とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
（注3）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
（注5）に定めるところと同様とする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注3）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年3月5日 (注) 1	250,000	1,460,905	276,000	644,906	276,000	719,313
2014年3月7日～ 2014年3月10日 (注) 2	52,000	1,512,905	32,500	677,406	32,525	751,838
2014年3月25日 (注) 3	37,500	1,550,405	41,400	718,806	41,400	793,238
2014年4月1日～ 2014年4月15日 (注) 4	47,000	1,597,405	29,375	748,181	29,962	823,201
2014年10月1日 (注) 5	3,194,810	4,792,215		748,181		823,201
2015年9月1日 (注) 6	50,540	4,842,755	39,724	787,906	39,724	862,925

(注) 1. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 2,400円 引受価額 2,208円

資本組入額 1,104円

2. 新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

割当価格 2,208円 資本組入額 1,104円

割当先 みずほ証券㈱

4. 新株引受権の行使による増加であります。

5. 2014年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

6. ㈱ニュートラルを吸収合併（合併比率1：19）したことに伴う増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	11	19	16	102	20	9	3,755	3,932	
所有株式数 (単元)	1,217	4,307	195	17,933	521	13	24,211	48,397	3,055
所有株式数 の割合(%)	2.51	8.90	0.40	37.05	1.08	0.03	50.03	100.00	

(注) 自己株式160株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に60株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社サイバーコア	和歌山県和歌山市毛見228番地の62	1,200,000	24.78
村上 恒夫	和歌山県和歌山市	370,300	7.65
サイバーリンクス従業員持株会	和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3	268,520	5.54
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	108,300	2.24
株式会社紀陽銀行	和歌山県和歌山市本町1丁目35番地	94,956	1.96
和歌山県	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	84,117	1.74
堀内 宏行	千葉県千葉市中央区	76,300	1.58
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号	72,972	1.51
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	70,020	1.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	68,100	1.41
計		2,413,585	49.84

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,839,600	48,396	
単元未満株式	普通株式 3,055		
発行済株式総数	4,842,755		
総株主の議決権		48,396	

(注) 「単元未満株式」の「株式数」欄には、自己保有株式60株が含まれております。

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)サイバーリンクス	和歌山県和歌山市紀三井 寺849番地の3	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	80	85,822
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	160		160	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

第55期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり16円00銭としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

(注) 基準日が第55期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年3月27日 定時株主総会決議	77,481	16.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)	9,460 2,035	1,846	1,295	1,630	1,420
最低(円)	2,908 1,330	1,320	724	974	908

(注) 1. 第51期の最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における株価を記載しております。なお、2014年3月6日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(2014年10月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価であります。

3. 第52期の最高・最低株価は、2015年3月2日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2015年10月6日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,084	1,194	1,131	1,166	1,082	1,068
最低(円)	931	1,003	1,059	957	1,004	908

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		上岡 兼千代	1928年2月18日	1969年12月 ㈱南大阪電子計算センター設立 取締役 1977年9月 同社 代表取締役社長 2002年9月 同社 取締役会長 2005年12月 同社 代表取締役社長 2016年12月 同社 代表取締役会長(現任) 2019年3月 当社 取締役会長(現任)	(注)3	
代表取締役社長		村上 恒夫	1947年11月13日	1970年4月 松下電器産業㈱(現パナソニック システムネットワークス㈱) 入社 1979年9月 同社 退社 1979年10月 当社 専務取締役 1990年4月 当社 代表取締役専務 1993年11月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)3	370,300
常務取締役		東 直樹	1956年4月11日	1990年4月 ㈱エムケーシー(現T I S㈱) 入社 営業課長 1993年10月 同社 退社 1993年11月 ㈱近畿中部レジホンセンター(現㈱サイバーリンクス) 入社 1997年6月 同社 取締役システム開発部長 2000年1月 当社 取締役リテイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2003年9月 当社 取締役リテイルネットワーク副事業部長 2006年10月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任)	(注)3	9,400
常務取締役		湯川 隆志	1958年1月17日	1998年1月 ㈱整理回収銀行(現㈱整理回収機構) 入行 1998年7月 同行 退行 1998年8月 当社 入社 2000年1月 当社 移動通信部長 2001年6月 当社 モバイルネットワーク部長 2002年3月 当社 取締役モバイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任)	(注)3	8,000
取締役		秀 祐而	1962年1月9日	1987年8月 ㈱淡路島レジホンセンター 入社 1995年10月 ㈱関西レジホンセンター(旧㈱淡路島レジホンセンター) 取締役 1997年3月 ㈱近畿中部レジホンセンター(現当社) 入社 営業部長 2000年1月 当社 リテイルネットワーク部大阪支社長 2003年4月 当社 リテイルネットワーク事業部営業部長 2012年4月 当社 執行役員S C M推進室長 2013年1月 当社 執行役員流通クラウドビジネス事業部長 2017年1月 当社 執行役員流通クラウド事業本部長 2018年3月 当社 取締役流通クラウド事業本部長 2019年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	13,200
取締役		宇治 保	1951年2月10日	1969年4月 住友金属工業㈱ 入社 1972年3月 同社 退社 1972年10月 ㈱南大阪電子計算センター 入社 2005年12月 同社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2014年4月 同社 代表取締役副社長 2016年12月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年3月 当社 取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
取締役		桂 靖雄	1947年 9月19日	1970年 4月 2001年 6月 2003年 6月 2004年 6月 2007年 6月 2009年 4月 2010年 4月 2013年 6月 2015年 3月 2019年 1月	松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 松下通信工業(株) (現 パナソニック モバイルコミュニケーションズ) 取締役社長 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 役員 同社 常務役員 東京支社長 同社 常務取締役 同社 専務取締役、東京代表、渉外本部長 同社 取締役副社長 同社 顧問 当社 取締役(現任) (株)エイチ・アイ・エス 社外取締役(現任)	(注)3	3,000	
監査役 (常勤)		佐藤 正光	1950年 6月20日	1992年 3月 2000年 1月 2002年 7月 2003年 9月 2006年10月 2007年 3月 2012年 4月 2013年 3月 2019年 3月	北日本リテイルネットワークシステムズ(株) 代表取締役 当社 取締役 当社 常務取締役 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 当社 取締役総合管理部長 当社 常務取締役総合管理部長 当社 常務取締役 当社 専務取締役 当社 監査役(現任)	(注)4	17,780	
監査役		水城 実	1970年 1月27日	1994年 9月 1997年 9月 2000年12月 2012年 3月 2015年12月 2016年 4月	大原簿記専門学校 専任講師 速水税務会計事務所 入所 水城会計事務所 開設 所長(現任) 当社 監査役(現任) (株)真善美経営コンサルティング設立 代表取締役(現任) (株)タカショー 監査役(現任)	(注)5		
監査役		潰瀧 順一	1952年 6月19日	1975年 4月 2009年 4月 2010年 4月 2011年 4月 2013年 3月 2013年 6月 2016年 3月	和歌山県庁 入庁 和歌山県企画部政策統括監(関西国際空港・IT担当) 和歌山県企画部企画政策局長 和歌山県伊都振興局長 和歌山県庁退職 和歌山県商工会連合会専務理事 当社 監査役(現任)	(注)6		
計								421,680

- (注) 1. 取締役 桂靖雄は、社外取締役であります。
 2. 監査役 水城実及び潰瀧順一は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2017年12月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役 佐藤正光の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 監査役 水城実の任期は、2015年12月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 6. 監査役 潰瀧順一の任期は、2016年12月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 7. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
豊田 泰史	1954年 7月 7日	1985年 4月 1990年 4月	弁護士登録(和歌山弁護士会) 豊田法律事務所(現 あすか総合法律事務所)開設 所長(現任)	

8. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、5名で、公共クラウド事業部長 青石達男、最高情報責任者(CIO) 水間乙允、流通クラウド事業部長 大内充、流通クラウド副事業部長 川辺春義、モバイルネットワーク事業部長 北正治で構成されております。
 9. 所有株式数は、2018年12月31日現在のものであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、将来にわたり事業を継続的に発展させ、事業を通して社会に貢献し続けるために、経営の効率化と健全性を高めるとともに、経営の透明性を高めるためのチェック機能の充実を図ることが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけ、経営体制の整備・構築に取り組んでおります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制

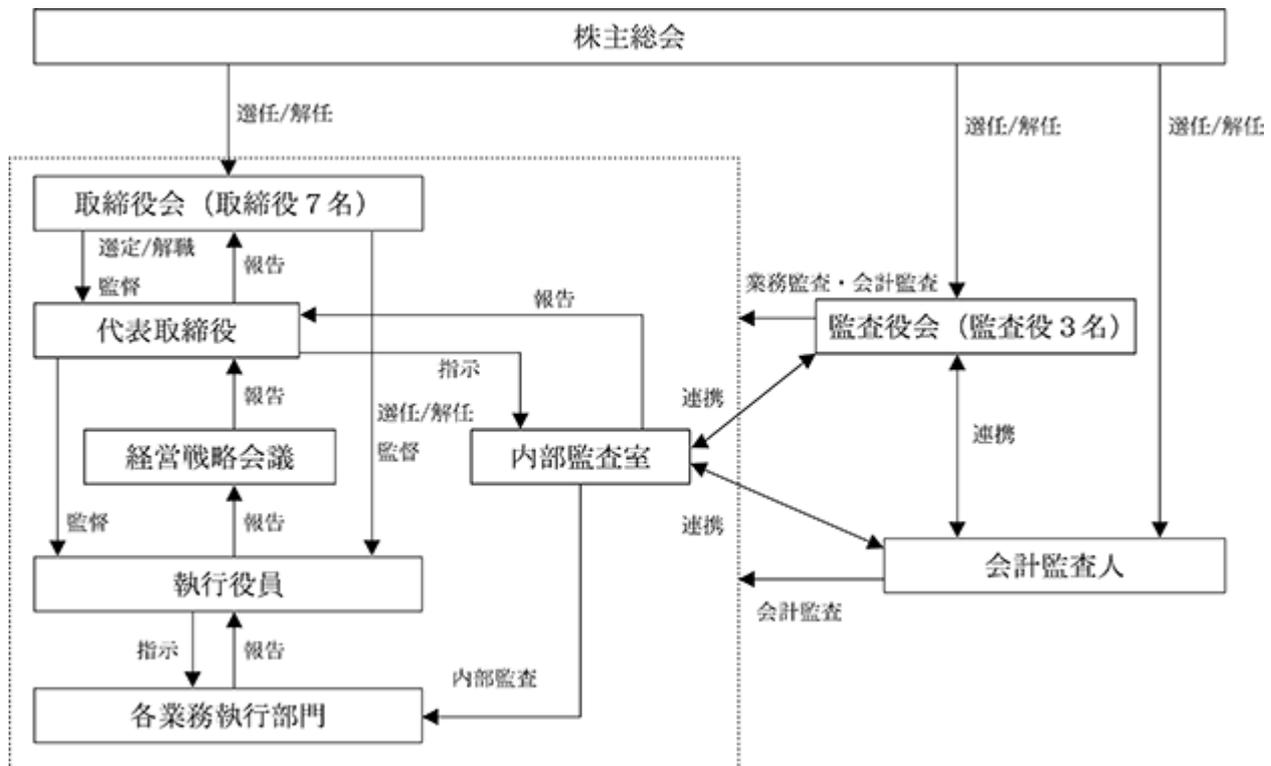
ａ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は、本報告書提出日現在（2019年3月29日現在）取締役7名（うち社外取締役1名）により構成され、毎月1回、定期的に開催されるとともに、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める決議事項の審議及び決議、並びに重要な報告を行っております。また、執行役員制度を導入し、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行にあたっております。

監査役会は、本報告書提出日現在（2019年3月29日現在）監査役3名（うち社外監査役2名）から構成されており、監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い監査を行うほか、取締役会等の会議に出席しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとし、また、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消しすることができることとしています。

また、取締役、執行役員及び代表取締役が指定する部門長によって構成される経営戦略会議を、原則として週に1回開催しております。会議では、取締役会及び代表取締役の決裁事項のうち重要なものについて、方針等を検討するとともに、業務全般にわたる情報共有を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、迅速かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要であると考えております。

当社の事業内容及び規模等に鑑み、取締役会は少数の取締役により構成し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役の任期は2年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしております。

また、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保を図る一環として、執行役員制度を導入し、取締役会による「決定・監督」と執行役員による「業務執行」を明確に分離しております。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備につきましては、2013年4月15日の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議（2015年5月18日、2016年2月12日及び2018年1月1日にその一部を改定）しております。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- () 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- () 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- () 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- () 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- () 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- () 取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- () 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
- () ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
- () 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。

e. 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、以下の体制を整備する。

() 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。

() 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

() 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。

() 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。

・内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。

f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

() 当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。

() 監査役スタッフに対する指揮命令は、監査役が行うものとし、監査役スタッフの人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。

() 当社は、監査役スタッフに関し、監査役の指揮命令に従う旨を社内に周知徹底する。

g. 当社グループの取締役・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、子会社に対しても以下の体制を整備する。

() 当社取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査役に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。

() 当社取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

() 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

() 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。

() 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

() 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。

() 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。

() 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。

() 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

i．財務報告の信頼性を確保するための体制

- () 金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

j．反社会的勢力排除に向けた体制

- () 「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

八．リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、会社経営にかかるリスクマネジメント活動を一元的に管理する体制を構築しております。その中で、定期的に「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を開催し、他社事例を含めた個々の事業等に係るリスクの把握及び発生可能性の検討等を行い、リスク要因への変化に対する適時適切な対応を行うこととしております。

また、情報セキュリティマネジメントについては、ISO27001の認証を取得することで、認証の対象範囲における顧客へのサービス及び社内情報システムの稼働しているIaaS基盤の機密性、可用性、完全性を維持するための対策を講じており、個人情報保護については、プライバシーマークの取得により、社内システムに含まれる顧客情報や社員情報の適切な管理のための対策を講じております。

なお、緊急事態発生時におけるマニュアルを定め、会社及び利害関係者の損失最小化を図るための体制、対応を定めております。

内部監査及び監査役監査

内部監査は、社長直轄の内部監査室が実施しており、室長1名と室員1名で構成されております。内部監査は、監査計画に基づいて業務活動の適正性及び効率性に関して独立した立場からの監査を実施しております。監査の結果は、内部監査報告書をもって社長に報告を行い、重要と認められた事項については、社長より改善指示書として被監査部門へ通知することとしております。被監査部門の責任者は、指摘事項に対する改善状況について、内部監査改善結果報告を作成し、内部監査室長経由で社長に提出しております。

また、内部監査室は監査役と監査計画案、内部監査結果について定期的に情報、意見交換を行い連携を図っております。会計監査人との連携につきましては、随時意見交換を実施しており、財務報告の信頼性を高めるため、綿密な協議及び意見交換を定期的に行っております。

監査役監査は、監査方針及び監査計画に基づき常勤監査役を中心として行われ、毎月1回開催される監査役会において監査結果について情報共有を行っております。

監査役は取締役会及び毎週の経営戦略会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役から適宜業務の執行状況を聴取し、重要な決裁文書を閲覧するなど調査を行い、取締役の業務執行の適正性及び適法性を監査しております。また、内部監査室との連携については、監査計画案、内部監査結果について定期的に情報、意見交換を行っております。会計監査人との連携については、期初に監査計画の概要説明を受けるとともに、定期、不定期にミーティングを実施し、相互に意見交換を行い連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

イ．社外取締役及び社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の桂靖雄氏は、長年にわたりパナソニック株式会社の役員を務められており、豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社のガバナンスの強化に寄与いただいております。また、当社と同社との間には人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、同氏は2018年12月31日時点において、当社株式を3,000株保有しておりますが、当社とはその他の人的関係、資本的关系又は取引関係等の利害関係はありません。

社外監査役の水城実氏は、税理士及び社会保険労務士として培われた税務及び企業管理全般に関する知識・経験等を、当社の監視体制に活かしていただいております。取締役会に出席し、客観的な立場から取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。

なお、同氏は、当社とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の漬瀧順一氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会に出席し、客観的な立場から取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。

なお、同氏は、当社とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ．社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなしております。

- A．当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の2%を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
- B．当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の2%を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
- C．当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- D．当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の1事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- E．当社議決権の10%以上を直接または間接的に保有している大株主又はその業務執行者
- F．過去2年間においてAからEまでのいずれかに該当していた者
- G．次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - （a）AからFまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
 - （b）当社の子会社の業務執行者
 - （c）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （d）過去2年間において（b）、（c）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	110,257	98,520	11,737			5
社外取締役	3,000	3,000				1
監査役 (社外監査役を除く)						
社外監査役	14,160	14,160				3

ロ．役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は以下のとおりであります。

役員報酬等の額の決定に関する方針

- ・役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の額の決定方針については社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定する。

役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

- ・役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計する。

役員報酬等の内容

- ・取締役報酬

固定報酬(基本報酬)及び業績連動報酬(賞与及び株式報酬型ストック・オプション)で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内において取締役会にて決定する。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については、役位を勘案して決定する。株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位・業績等を勘案して決定する。

- ・監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。

ハ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ニ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 5 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 19,000千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（但し非上場株式除く）の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は、以下のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 美馬 和実 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 藤川 賢 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 桂 雄一郎 有限責任監査法人トーマツ

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士12名、その他6名

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、社外取締役及び監査役がその能力を充分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主へのより機動的な利益還元を目的とするものです。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容及び概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
27,000		37,600	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、監査内容及び当社の規模等を総合的に勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	391,161	410,085
受取手形	239	-
売掛金	1,471,190	1,545,740
商品	253,517	208,575
仕掛品	1 202,322	1 346,457
原材料及び貯蔵品	8,095	31,190
前払費用	138,048	137,423
繰延税金資産	30,245	42,289
その他	6,509	38,142
貸倒引当金	147	774
流動資産合計	2,501,183	2,759,130
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,298,416	1,338,910
減価償却累計額	672,735	720,064
建物(純額)	625,681	618,845
構築物	112,761	113,079
減価償却累計額	50,345	57,670
構築物(純額)	62,416	55,409
機械及び装置	16,898	16,898
減価償却累計額	13,429	14,687
機械及び装置(純額)	3,468	2,211
車両運搬具	8,535	8,535
減価償却累計額	8,535	8,535
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	1,212,904	1,259,215
減価償却累計額	923,136	1,020,670
工具、器具及び備品(純額)	289,768	238,545
土地	1,103,434	1,141,138
リース資産	-	14,900
減価償却累計額	-	1,117
リース資産(純額)	-	13,782
建設仮勘定	-	25,540
有形固定資産合計	2,084,769	2,095,472
無形固定資産		
のれん	116,989	59,995
特許権	10	-
商標権	256	185
ソフトウェア	609,025	778,296
ソフトウェア仮勘定	155,522	180,522
無形固定資産合計	881,803	1,018,999

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	19,000	19,000
出資金	30	30
破産更生債権等	356	2,109
長期前払費用	85,436	80,468
繰延税金資産	73,873	93,603
その他	141,363	129,446
貸倒引当金	872	2,621
投資その他の資産合計	319,187	322,036
固定資産合計	3,285,760	3,436,509
資産合計	5,786,943	6,195,639
負債の部		
流動負債		
買掛金	402,410	383,912
短期借入金	400,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004
リース債務	-	2,157
未払金	194,129	334,722
未払費用	125,079	128,878
未払法人税等	164,829	135,449
前受金	2,386	151,540
預り金	89,663	104,440
前受収益	136,802	126,565
賞与引当金	37,426	37,311
受注損失引当金	1 2,882	1 10,605
その他	96,976	65,346
流動負債合計	1,702,589	1,930,935
固定負債		
長期借入金	252,493	202,489
リース債務	-	12,677
資産除去債務	33,038	38,014
長期前受収益	140,753	113,986
その他	21,255	6,255
固定負債合計	447,540	373,423
負債合計	2,150,129	2,304,359

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	787,906	787,906
資本剰余金		
資本準備金	862,925	862,925
その他資本剰余金	2,567	2,567
資本剰余金合計	865,493	865,493
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
別途積立金	190,000	190,000
繰越利益剰余金	1,748,972	1,991,846
利益剰余金合計	1,946,472	2,189,346
自己株式	37	122
株主資本合計	3,599,835	3,842,623
新株予約権	36,978	48,656
純資産合計	3,636,814	3,891,280
負債純資産合計	5,786,943	6,195,639

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高		
ITクラウド事業売上高	5,700,229	5,764,532
モバイルネットワーク事業売上高	3,915,084	3,920,794
売上高合計	9,615,314	9,685,326
売上原価		
ITクラウド事業売上原価	1 4,161,206	1 4,335,645
モバイルネットワーク事業売上原価	2,649,044	2,673,870
売上原価合計	6,810,251	7,009,516
売上総利益	2,805,062	2,675,809
販売費及び一般管理費	2, 3 2,227,611	2, 3 2,171,376
営業利益	577,450	504,433
営業外収益		
受取利息	23	4
受取配当金	255	350
不動産賃貸料	10,519	16,330
店舗改装等支援金収入	11,983	3,000
その他	23,652	5,583
営業外収益合計	46,434	25,269
営業外費用		
支払利息	6,650	6,571
不動産賃貸原価	6,019	7,809
その他	1,603	1,520
営業外費用合計	14,274	15,901
経常利益	609,610	513,801
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	4,905	-
関係会社株式売却益	699	-
その他	675	59
特別利益合計	6,280	59
特別損失		
固定資産除却損	4 2,889	4 151
減損損失	5 177,384	-
特別損失合計	180,274	151
税引前当期純利益	435,617	513,708
法人税、住民税及び事業税	232,290	225,126
法人税等調整額	48,222	31,774
法人税等合計	184,067	193,351
当期純利益	251,549	320,356

【ITクラウド事業売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品期首たな卸高		3,638		1,957	
当期商品仕入高		121,822		78,300	
当期製品製造原価					
1 材料費		620,126	16.1	696,590	15.8
2 労務費		1,896,116	49.1	2,151,423	48.9
3 経費	1	1,341,719	34.8	1,552,980	35.3
当期総製造費用		3,857,962	100.0	4,400,993	100.0
仕掛品期首たな卸高		227,659		202,322	
小計		4,085,622		4,603,316	
仕掛品期末たな卸高		202,322		346,457	
他勘定振替高	2	270,650		479,021	
受注損失引当金繰入額		2,882		10,605	
受注損失引当金戻入額		4,136		2,882	
当期製品製造原価		3,611,395		3,785,561	
合計		3,736,856		3,865,820	
商品期末たな卸高		1,957		931	
差引計		3,734,898		3,864,888	
その他売上原価		426,307		470,757	
ITクラウド事業売上原価		4,161,206		4,335,645	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	507,123	660,773
減価償却費	238,997	198,192
通信費	159,894	167,103
賃借料	89,820	117,496

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	269,222	452,097
その他	1,428	26,923
計	270,650	479,021

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【モバイルネットワーク事業売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品期首たな卸高		230,587	7.9	251,560	8.7
当期商品仕入高		2,670,017	92.1	2,629,955	91.3
合計		2,900,604	100.0	2,881,515	100.0
商品期末たな卸高		251,560		207,644	
モバイルネットワーク事業 売上原価		2,649,044		2,673,870	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	787,906	862,925	-	862,925	7,500	190,000	1,561,313	1,758,813	1,076	3,408,569
当期変動額										
合併による増減			2,567	2,567					1,158	3,726
剰余金の配当							63,891	63,891		63,891
当期純利益							251,549	251,549		251,549
自己株式の取得									118	118
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)										
当期変動額合計	-	-	2,567	2,567	-	-	187,658	187,658	1,039	191,265
当期末残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,748,972	1,946,472	37	3,599,835

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	228	228	25,966	3,434,765
当期変動額				
合併による増減				3,726
剰余金の配当				63,891
当期純利益				251,549
自己株式の取得				118
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	228	228	11,011	10,782
当期変動額合計	228	228	11,011	202,048
当期末残高	-	-	36,978	3,636,814

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金			利益剰余金 合計
当期首残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,748,972	1,946,472	37	3,599,835
当期変動額										
合併による増減										-
剰余金の配当							77,482	77,482		77,482
当期純利益							320,356	320,356		320,356
自己株式の取得									85	85
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	242,874	242,874	85	242,788
当期末残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,991,846	2,189,346	122	3,842,623

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	36,978	3,636,814
当期変動額				
合併による増減				-
剰余金の配当				77,482
当期純利益				320,356
自己株式の取得				85
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	-	-	11,678	11,678
当期変動額合計	-	-	11,678	254,466
当期末残高	-	-	48,656	3,891,280

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	435,617	513,708
減価償却費	420,480	475,502
減損損失	177,384	-
のれん償却額	72,046	56,993
抱合せ株式消滅差損益(は益)	4,905	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	282	2,375
賞与引当金の増減額(は減少)	1,716	114
受注損失引当金の増減額(は減少)	1,254	7,723
受取利息及び受取配当金	278	354
不動産賃貸料	10,519	16,330
支払利息	6,650	6,571
関係会社株式売却損益(は益)	699	-
売上債権の増減額(は増加)	284,894	74,309
たな卸資産の増減額(は増加)	7,036	122,287
仕入債務の増減額(は減少)	1,592	18,498
未払金の増減額(は減少)	54,105	94,001
前受金の増減額(は減少)	1,485	149,154
前受収益の増減額(は減少)	28,776	37,107
その他	75,137	2,231
小計	807,275	1,034,796
利息及び配当金の受取額	274	350
利息の支払額	6,676	6,465
法人税等の支払額	184,848	245,476
営業活動によるキャッシュ・フロー	616,024	783,204
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	430,249	153,773
無形固定資産の取得による支出	379,024	477,198
資産除去債務の履行による支出	6,203	-
関係会社株式の売却による収入	700	-
敷金及び保証金の差入による支出	20,837	42,813
敷金及び保証金の回収による収入	8,302	19,200
投資不動産の賃貸による収入	10,519	16,434
店舗改装等支援金の受取による収入	11,983	3,000
その他	740	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	804,068	635,148

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200,000	-
長期借入金の返済による支出	50,004	50,004
自己株式の取得による支出	118	85
配当金の支払額	63,827	77,305
その他	-	1,402
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,049	128,797
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	334
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	101,994	18,924
現金及び現金同等物の期首残高	475,838	391,161
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	17,317	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 391,161	1 410,085

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品・原材料

総平均法

(2) 仕掛品

個別法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	5年以内（その効果が発現すると見積もられる期間）
自社利用のソフトウェア	5年（社内における利用可能期間）
市場販売目的のソフトウェア	3年以内（販売可能な見込有効期間）

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース取引開始日が2008年12月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しておりません。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する部分を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

9 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

10 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「補助金収入」17,822千円、「その他」5,829千円は、「その他」23,652千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「店舗改装等支援金収入」及び「固定資産除却損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「店舗改装等支援金収入」11,983千円、「固定資産除却損」2,889千円、「その他」84,231千円は、「その他」75,137千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
仕掛品	374千円	33,804千円

(損益計算書関係)

1 ITクラウド事業売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	2,882千円	10,605千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
役員報酬	103,530千円	115,680千円
給料及び賞与	1,009,554 "	895,729 "
賞与引当金繰入額	16,106 "	14,155 "
法定福利費	165,668 "	148,302 "
販売促進費	26,718 "	27,565 "
貸倒引当金繰入額	231 "	2,592 "
減価償却費	48,727 "	50,105 "
のれん償却額	72,046 "	56,993 "
研究開発費	15,491 "	70,693 "
おおよその割合		
販売費	4%	4%
一般管理費	96 "	96 "

3 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
15,491千円	70,693千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物	2,309千円	- 千円
構築物	106 "	- "
機械及び装置	0 "	- "
車両運搬具	0 "	- "
工具、器具及び備品	473 "	15 "
ソフトウェア	- "	136 "
計	2,889千円	151千円

5 減損損失

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金額(千円)
本社(和歌山県和歌山市)	事業用資産	建設仮勘定	12,906
海南支店(和歌山県海南市)	事業用資産	ソフトウェア	61,054
	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	39,205
	事業用資産	その他	656
西日本支店(大阪市淀川区)	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	11,568
	事業用資産	その他	559
	そ の 他	のれん	51,432
合 計			177,384

当社は減損会計の適用にあたり、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っております。

文教市場向けソフトウェア及び経費精算ソフトウェア、商品画像自動撮影機につきましては、当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,842,755	-	-	4,842,755

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,500	80	2,500	80

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による増加 80株

株式会社ネット東海との合併に伴う交付による減少 2,500株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	8,400			8,400	11,239
第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	12,700			12,700	12,573
第3回株式報酬型新株予約権	普通株式		11,500		11,500	11,074
株式会社サイバーリンクス第1回新株予約権(注)	普通株式					2,092
合計		21,100	11,500		32,600	36,978

(注) 株式会社サイバーリンクス第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年3月28日 定時株主総会	普通株式	63,891	13.20	2016年12月31日	2017年3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77,482	16.00	2017年12月31日	2018年3月28日

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,842,755	-	-	4,842,755

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	80	80	-	160

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による増加 80株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	8,400			8,400	11,239
第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	12,700			12,700	12,573
第3回株式報酬型新株予約権	普通株式	11,500			11,500	11,074
第4回株式報酬型新株予約権	普通株式		11,200		11,200	11,737
株式会社サイバーリンクス第1回新株予約権(注)	普通株式					2,032
合計		32,600	11,200		43,800	48,656

(注) 株式会社サイバーリンクス第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月27日定時株主総会	普通株式	77,482	16.00	2017年12月31日	2018年3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77,481	16.00	2018年12月31日	2019年3月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金	391,161千円	410,085千円
現金及び現金同等物	391,161千円	410,085千円

(リース取引関係)

1. リース取引開始日が2008年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(2017年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	32,090	31,555	534
合計	32,090	31,555	534

(単位：千円)

	当事業年度(2018年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
1年内	534	-
1年超	-	-
合計	534	-

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
支払リース料	2,139	534
減価償却費相当額	2,139	534

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
1年内	1,478	-
1年超	-	-
合計	1,478	-

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については設備投資計画等に照らして、銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「8.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、取引開始時における信用調査、回収状況の継続的なモニタリングを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち20.6%(前事業年度は25.5%)が特定の取引先に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照下さい。)

前事業年度(2017年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	391,161	391,161	-
(2) 受取手形	239	239	-
(3) 売掛金	1,471,190	1,471,190	-
資産計	1,862,591	1,862,591	-
(1) 買掛金	402,410	402,410	-
(2) 短期借入金	400,000	400,000	-
(3) 未払金	194,129	194,129	-
(4) 未払法人税等	164,829	164,829	-
(5) 預り金	89,663	89,663	-
(6) 長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	302,497	304,128	1,631
負債計	1,553,529	1,555,160	1,631

当事業年度(2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	410,085	410,085	-
(2) 受取手形	-	-	-
(3) 売掛金	1,545,740	1,545,740	-
資産計	1,955,825	1,955,825	-
(1) 買掛金	383,912	383,912	-
(2) 短期借入金	400,000	400,000	-
(3) 未払金	334,722	334,722	-
(4) 未払法人税等	135,449	135,449	-
(5) 預り金	104,440	104,440	-
(6) 長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	252,493	254,105	1,612
負債計	1,611,017	1,612,630	1,612

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等及び(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の固定金利のもの及び変動金利で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2017年12月31日	2018年12月31日
その他有価証券 非上場株式	19,000	19,000
出資金	30	30
合計	19,030	19,030

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	391,161	-	-	-
受取手形	239	-	-	-
売掛金	1,471,190	-	-	-
合計	1,862,591	-	-	-

当事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	410,085	-	-	-
受取手形	-	-	-	-
売掛金	1,545,740	-	-	-
合計	1,955,825	-	-	-

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2017年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	-	-	-	-	-
長期借入金	50,004	50,004	50,004	50,004	50,004	52,477
リース債務	-	-	-	-	-	-
合計	450,004	50,004	50,004	50,004	50,004	52,477

当事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	-	-	-	-	-
長期借入金	50,004	50,004	50,004	50,004	39,922	12,555
リース債務	2,157	2,223	2,291	2,362	2,435	3,364
合計	452,161	52,227	52,295	52,366	42,357	15,919

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前事業年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(2017年12月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	735	608	
合計	735	608	

当事業年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

- 4 減損処理を行った有価証券
前事業年度(2017年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(2018年12月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(2017年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	114,983	94,979	3,397
合計			114,983	94,979	3,397

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2018年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	94,979	74,975	2,346
合計			94,979	74,975	2,346

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

- 1 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

- 2 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度50,300千円、当事業年度51,792千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	11,074千円	11,737千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名	当社取締役(社外取締役を除く)4名	当社取締役(社外取締役を除く)4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,400株	普通株式 12,700株	普通株式 11,500株
付与日	2015年4月30日	2016年4月28日	2017年4月17日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2015年5月1日～2045年4月30日	2016年4月29日～2046年4月28日	2017年4月18日～2047年4月17日

	第4回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 11,200株
付与日	2018年4月16日
権利確定条件	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	2018年4月17日～2048年4月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前事業年度末(株)	8,400	12,700	11,500
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	8,400	12,700	11,500

	第4回株式報酬型新株 予約権
権利確定前	
前事業年度末(株)	
付与(株)	11,200
失効(株)	
権利確定(株)	11,200
未確定残(株)	
権利確定後	
前事業年度末(株)	
権利確定(株)	11,200
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	11,200

単価情報

	第1回株式報酬型新株 予約権	第2回株式報酬型新株 予約権	第3回株式報酬型新株 予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)	1,338	990	963

	第4回株式報酬型新株 予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	1,048

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第4回株式報酬型新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 配当修正型ブラック＝ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

		第4回株式報酬型新株予約権
株価変動性	(注) 1	54.6%
予想残存期間	(注) 2	5.7年
予想配当	(注) 3	16円00銭 / 株
無リスク利率	(注) 4	0.11%

- (注) 1 予想残存期間に対応する過去の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出しております。
- 2 過去に在任した取締役の就任から退任までの平均的な期間及び現在在任している取締役の就任から割当日時点までの期間などから割り出した割当日時点における取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。
- 3 2017年12月期の配当実績によります。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、付与時に権利が確定しているため、該当事項はありません。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員及び従業員 345名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 283,400
付与日	2016年6月30日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	2021年4月1日～2023年6月30日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権者は、下記(a)及び(b)をいずれも満たした場合に、下記(a)に規定される、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち各区分に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)に係る個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2020年12月期の当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における経常利益が以下の金額以上となった場合、当該区分に応じた割合。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

・11億円以上の場合 : 行使可能割合100%

・9億円以上の場合 : 行使可能割合 50%

(b) 2021年4月1日から2023年6月30日までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも1,500円(ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。)以上となった場合。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。)の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役、執行役員または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。

(4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権	
権利確定前	
前事業年度末(株)	275,000
付与(株)	
失効(株)	7,400
権利確定(株)	
未確定残(株)	267,600
権利確定後	
前事業年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

権利行使価格(円)	1,098
行使時平均株価(円)	

2 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した事業年度の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払金	- 千円	11,407千円
賞与引当金	11,489 "	11,380 "
未払事業税	13,325 "	11,314 "
受注損失引当金	884 "	3,234 "
未払費用	2,945 "	3,177 "
未払事業所税	1,550 "	1,539 "
その他	50 "	236 "
繰延税金資産合計	30,245千円	42,289千円

(2) 固定の部

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア	22,146千円	51,219千円
減損損失	46,706 "	35,742 "
新株予約権	10,640 "	14,220 "
資産除去債務	10,076 "	11,594 "
のれん	9,212 "	9,182 "
敷金及び保証金	5,561 "	6,756 "
電話加入権	6,662 "	6,662 "
工具、器具及び備品	6,365 "	4,436 "
建物	1,424 "	1,052 "
その他	1,815 "	3,183 "
繰延税金資産小計	120,612千円	144,051千円
評価性引当額	42,658 "	45,419 "
繰延税金資産合計	77,953千円	98,631千円
繰延税金負債との相殺	4,080 "	5,027 "
繰延税金資産の純額	73,873千円	93,603千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,154千円	4,101千円
のれん	926 "	926 "
繰延税金負債合計	4,080千円	5,027千円
繰延税金資産との相殺	4,080 "	5,027 "
繰延税金負債の純額	- 千円	- 千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.8 "	4.1 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0 "	0.0 "
住民税均等割等	4.1 "	3.2 "
評価性引当額	0.5 "	0.5 "
その他	1.2 "	0.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.3%	37.6%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

社有建物解体時におけるアスベスト除去費用等及び事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～50年と見積もり、割引率は1.6～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
期首残高	36,519千円	33,038千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	573 "	4,453 "
時の経過による調整額	540 "	522 "
資産除去債務の履行による減少額	4,595 "	- "
期末残高	33,038千円	38,014千円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「ITクラウド事業」及び「モバイルネットワーク事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ITクラウド事業」は、主に流通食品小売業向けの基幹業務システムや周辺業務システム、卸売業向けEDI、自治体向け基幹業務システム等をクラウドサービスとして提供しております。

「モバイルネットワーク事業」は、NTTドコモの携帯電話販売業務を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は経常利益の数値であり、その会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額
	ITクラウド 事業	モバイルネット ワーク事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,700,229	3,915,084	9,615,314	-	9,615,314
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,700,229	3,915,084	9,615,314	-	9,615,314
セグメント利益	349,087	467,001	816,088	206,478	609,610
セグメント資産	2,884,432	706,272	3,590,704	2,196,239	5,786,943
その他の項目					
減価償却費	385,571	12,481	398,053	22,427	420,480
のれんの償却額	72,046	-	72,046	-	72,046
受取利息	-	-	-	23	23
支払利息	-	-	-	6,650	6,650
減損損失	177,384	-	177,384	-	177,384
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	368,291	28,194	396,485	315,856	712,342

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 206,478千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額2,196,239千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）及び本社土地・建物等であります。
 - (3) 事業セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっています。
 - (4) 減価償却費の調整額22,427千円は、全社資産に係るものであり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額315,856千円は、全社資産の増加額であります。
2. セグメント負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため、記載しておりません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額
	ITクラウド 事業	モバイルネット ワーク事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,764,532	3,920,794	9,685,326	-	9,685,326
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,764,532	3,920,794	9,685,326	-	9,685,326
セグメント利益	307,021	404,910	711,931	198,130	513,801
セグメント資産	3,324,232	591,880	3,916,112	2,279,526	6,195,639
その他の項目					
減価償却費	430,169	16,064	446,234	29,268	475,502
のれんの償却額	56,993	-	56,993	-	56,993
受取利息	-	-	-	4	4
支払利息	316	-	316	6,255	6,571
減損損失	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	600,990	8,156	609,146	71,529	680,676

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 198,130千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額2,279,526千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）及び本社土地・建物等であります。
- (3) 事業セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっています。
- (4) 減価償却費の調整額29,268千円は、全社資産に係るものであり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額71,529千円は、全社資産の増加額であります。

2. セグメント負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
コネクシオ(株)	3,754,766	モバイルネットワーク事業

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
コネクシオ㈱	3,717,784	モバイルネットワーク事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ITクラウド事業	モバイルネットワーク事業	計		
当期末残高	116,989	-	116,989	-	116,989

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ITクラウド事業	モバイルネットワーク事業	計		
当期末残高	59,995	-	59,995	-	59,995

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 関連会社に関する事項

関連会社(株式会社HINTO)の株式について、2017年12月20日付で当社が保有する全株式を売却したため、同社は関連会社ではなくなっております。なお、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であったため、記載を省略しております。

2 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	株式会社HINTO	大阪市西区	85,125	ネットスーパーシステム事業	なし	なし	ソフトウェアの購入	60,000		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェアの購入については、外部専門家による評価を受けた将来キャッシュ・フロー見込額に基づく使用価値を参考にして、交渉により決定しております。

3. 株式会社HINTOについては、2017年12月20日で全株式を売却したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	743.35円	793.50円
1株当たり当期純利益金額	51.96円	66.15円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	51.65円	65.60円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	251,549	320,356
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	251,549	320,356
普通株式の期中平均株式数(株)	4,840,455	4,842,663
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	29,236	40,539
(うち新株予約権(株))	(29,236)	(40,539)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権概要については、注記事項「ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,636,814	3,891,280
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	36,978	48,656
(うち新株予約権(千円))	(36,978)	(48,656)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,599,835	3,842,623
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,842,675	4,842,595

(重要な後発事象)

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、株式会社南大阪電子計算センター（以下「MCC」といいます。）の株式の一部をその保有株主から譲り受けるとともに（以下「本株式取得」といいます。）、当社を株式交換完全親会社、MCCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこと（以下、本株式取得と本株式交換を合わせて「本件統合」といいます。）を決議し、株式交換契約を締結いたしました。

1. 本件統合の目的

当社は、官公庁向けクラウドサービス分野において和歌山県内を中心に営業基盤を構築する中、同分野のさらなる成長を図るため、中期経営計画において統合住民サービス等の新たなクラウドサービスの構築と全国への事業展開を進めております。

一方でMCCは、大阪府南部エリア、和歌山県及び奈良県の地方自治体向けに基幹システムの提供等を中心に事業展開しており、長年の実績に基づいた強固な営業基盤を構築しております。

MCCの事業は、当社事業との親和性、補完性が高く、両社が連携し、各々が官公庁や医療機関向け事業分野で培ってきたノウハウと営業基盤を活かし、シナジー効果を生み出すことにより、中期経営計画の推進を加速できると判断いたしました。

2. 本件統合の要旨

(1) 本件統合の日程

株主総会に係る基準日（当社）	: 2018年12月31日
本件統合の取締役会決議日（両社）	: 2019年2月13日
株式交換契約書締結日（両社）	: 2019年2月13日
株式交換契約承認株主総会（MCC）	: 2019年3月25日
株式交換契約承認株主総会（当社）	: 2019年3月27日
株式譲渡契約の締結日	: 2019年6月30日まで（予定）
株式譲渡の実行日	: 2019年10月1日（予定）
株式交換効力発生日	: 2019年10月2日（予定）

(2) 本件統合の方法

当社は、MCCの発行済株式80,000株のうち、現金対価にて70,293株をその保有株主から譲り受け、残りの9,707株については、株式交換により取得し、これらによりMCCを完全子会社化する予定であります。

なお、一部のMCC株主には本件統合後、当社株式を所有して頂くため、また、本件統合後の当社株式の希薄化を最小限にとどめるため、双方協議を行い、上記のとおり、本件統合の方法は株式取得と株式交換により行う予定であります。

3. 本株式取得に関する事項

(1) 本株式取得の相手先の概要

現時点では確定しておりません。

(2) 取得する会社の名称、事業内容及び規模

名称	株式会社南大阪電子計算センター
事業内容	自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援
資本金の額	80百万円

(3) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 : 70,293株

取得価額(見込み額) : 2,382百万円(注)

取得後の持分比率 : 87.87%

(注) 取得価額(見込み額)については、第三者算定機関による算定結果を参考に決定しており、適正であると判断しております。

(4) 支払資金の調達及び支払方法

本株式取得の支払資金は、銀行借入により調達する予定です。

4. 本株式交換に関する事項

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、MCCを株式交換完全子会社とする株式交換です。MCCの株主には、本株式交換の対価として、当社の普通株式が割り当てられる予定です。

本株式交換については、2019年3月27日に開催の当社株主総会及び2019年3月25日開催のMCC株主総会において承認を得ております。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、当社及びMCCから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、速水税務会計事務所を株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。

当社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、MCCとの間で、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、2019年2月13日付にて、最終的に本株式交換比率のとおり合意いたしました。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	MCC (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	33.0
本株式交換により交付する株式数	普通株式: 320,331株(予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

当社は、本株式交換により当社がMCCの発行済株式(本株式取得により当社が保有する予定のMCC株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるMCCの株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有するMCCの株式1株に対して、当社の普通株式33株を割り当て交付します(以下「本株式交換比率」といいます。)。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により交付する株式数320,331株(予定)のすべてを新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

3. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主様が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるMCCの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,298,416	40,755	261	1,338,910	720,064	47,590	618,845
構築物	112,761	318	-	113,079	57,670	7,324	55,409
機械及び装置	16,898	-	-	16,898	14,687	1,257	2,211
車両運搬具	8,535	-	-	8,535	8,535	-	0
工具、器具及び備品	1,212,904	78,352	32,041	1,259,215	1,020,670	129,431	238,545
土地	1,103,434	37,703	-	1,141,138	-	-	1,141,138
リース資産	-	14,900	-	14,900	1,117	1,117	13,782
建設仮勘定	-	75,540	50,000	25,540	-	-	25,540
有形固定資産計	3,752,951	247,569	82,303	3,918,217	1,822,745	186,722	2,095,472
無形固定資産							
のれん	308,802	-	-	308,802	248,806	56,993	59,995
特許権	249	-	-	249	249	10	-
商標権	1,874	-	-	1,874	1,689	71	185
ソフトウェア	1,451,492	458,106	37,541	1,872,057	1,093,760	288,698	778,296
ソフトウェア仮勘定	155,522	452,503	427,503	180,522	-	-	180,522
無形固定資産計	1,917,940	910,609	465,044	2,363,505	1,344,505	345,773	1,018,999
長期前払費用	92,755	67,268	70,342	89,680	9,212	1,893	80,468

- (注) 1. 建物の当期増加額のうち16,841千円は和歌山市橋丁の新規物件購入、8,140千円は本社UPS蓄電池交換、3,700千円は本社空調機工事、2,800千円は海南支店空調機増設によるものであります。
2. 工具、器具及び備品の当期増加額のうち17,274千円はAI基盤用GPU機、7,800千円は光伝送システム、5,052千円は本社無線LAN設備、4,328千円はドコモショップ橋本彩の台店売場什器購入によるものであります。
3. 土地の当期増加額37,703千円は和歌山市橋丁の新規物件購入によるものであります。
4. リース資産の当期増加額14,900千円はきのくにe-net10G化対応業務用WDM伝送装置の機器リース契約であります。機器はNTTファイナンス(株)より借受け、所有権移転ファイナンス・リースとなっております。
5. 建設仮勘定の当期増加額及び当期減少額の50,000千円は和歌山市橋丁の新規物件購入による決済代金であります。また、25,540千円は流通サービス向け仮想環境のストレージ追加購入に伴うものであります。(2019年稼働予定)
6. ソフトウェアの当期増加額のうち、298,058千円は次期@rmsシステム、49,215千円はEDIシステム、21,000千円はGeneXusライセンス購入によるものであります。
7. ソフトウェア仮勘定の当期増加額のうち、387,684千円は@rms、29,035千円は棚POWERシステム、また8,823千円はBACREXシステムによる開発及びバージョンアップであります。
8. ソフトウェア仮勘定の当期減少額は、6.のリリースに伴う資産計上によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	400,000	0.6	
1年以内に返済予定の長期借入金	50,004	50,004	1.7	
1年以内に返済予定のリース債務	-	2,157	0.3	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	252,493	202,489	1.8	2023年9月30日～ 2025年2月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	12,677	0.3	2025年4月25日
合計	702,497	667,327		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	50,004	50,004	50,004	39,922
リース債務	2,223	2,291	2,362	2,435

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,020	6,574	216	3,982	3,395
賞与引当金	37,426	37,311	37,426	-	37,311
受注損失引当金	2,882	20,831	13,107	-	10,605

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28第1項に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	9,533
預金	
当座預金	383,470
普通預金	9,507
外貨預金	7,138
別段預金	436
計	400,552
合計	410,085

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
コネクシオ(株)	319,164
紀の川市	206,999
和歌山県	149,586
エス・ビー・システムズ(株)	77,063
(株)良品計画	63,896
その他	729,029
合計	1,545,740

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,471,190	10,127,609	10,053,059	1,545,740	86.7	54.4

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
携帯電話等	207,644
その他	931
合計	208,575

仕掛品

区分	金額(千円)
システム開発	285,829
未成工事仕掛品	60,627
合計	346,457

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
ネットワーク機器	30,337
通信工事原材料	29
計	30,367
貯蔵品	
商品券	823
計	823
合計	31,190

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
コネクシオ(株)	255,277
S k y(株)	23,157
(株)デンソーウェーブ	21,241
ダイワボウ情報システム(株)	20,631
和歌山電工(株)	6,916
その他	56,687
合計	383,912

短期借入金

区分	金額(千円)
(株)紀陽銀行	200,000
(株)三菱UFJ銀行	200,000
合計	400,000

未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大西電設(株)	28,613
兼松エレクトロニクス(株)	27,714
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	17,109
ダイワボウ情報システム(株)	16,545
(株)シエルシステム	9,515
その他	235,223
合計	334,722

長期借入金

区分	金額(千円)
(株)紀陽銀行	97,539
(株)三菱UFJ銀行	74,975
(株)みずほ銀行	29,975
合計	202,489

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,455,305	4,637,627	6,976,246	9,685,326
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	62,649	217,411	383,661	513,708
四半期(当期)純利益金額 (千円)	37,868	134,333	243,335	320,356
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.81	27.73	50.24	66.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.81	19.91	22.50	15.90

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月中
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.cyber-l.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第54期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)2018年3月28日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年3月28日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第55期第1四半期(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)2018年5月11日近畿財務局長に提出

事業年度 第55期第2四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第55期第3四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月9日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2018年3月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)、第6号の2(株式交換)及び第8号の2(子会社の取得)の規定に基づく臨時報告書

2019年2月13日近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月28日

株式会社サイバーリンクス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 美馬和実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤川賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桂雄一郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーリンクスの2018年1月1日から2018年12月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクスの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイバーリンクスの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社サイバーリンクスが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。